

## 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(受験手続) <p>第1条 調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。） 第3条の2第1項に規定する調理師試験（以下「試験」という。）<u>（同条第2項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が試験事務（同条第2項に規定する試験事務をいう。以下同じ。）を行うものを除く。次条において同じ。）</u>を受けようとする者は、調理師試験受験願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 指定試験機関が試験事務を行う試験を受けようとする者は、<u>指定試験機関が定める受験願書及びその添付書類を、指定試験機関が定めるところにより、指定試験機関に提出しなければならない。</u></p> <p>（書類の経由） 第9条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類<u>（指定試験機関に係る書類を除く。）</u>は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する保健所長を経由し、県外に住所を有する者にあつては直接提出しなければならない。</p>	(受験手続) <p>第1条 調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。） 第3条の2第1項に規定する調理師試験（以下「試験」という。）<u>（同条第2項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）が試験事務（同条第2項に規定する試験事務をいう。以下同じ。）を行うものを除く。次条において同じ。）</u>を受けようとする者は、調理師試験受験願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（書類の経由） 第9条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類<u>_____</u>は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する保健所長を経由し、県外に住所を有する者にあつては直接提出しなければならない。</p>